

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 9 月 3 0 日

支出負担行為担当官

気象研究所長 鎌谷 紀子

1 当該招請の主旨

本業務については、気象研究所が管理する実験廃水処理施設について、当該施設の安全運用を確保する観点から、当該施設の集中監視装置および関連ソフトウェアの更新および設定調整を行うもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な技術を有する法人（以下、「特定公益法人等」という）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業 務 名 実験廃水処理施設集中監視装置更新作業

(2) 業務内容 集中監視装置の更新および監視用ソフトウェアの導入、集中監視装置の設定・動作確認を行うものである。

(3) 履行期限 令和9年1月29日（金）

3 業務目的

気象研究所実験廃水施設では、気象研究所で発生した実験廃水を一般下水道へ放流する前に、規制対象物質の濃度を測定し、必要に応じて除染処理を行なっている。当該施設は、原水受入槽、処理水槽、原水モニタリング槽等で構成されており、これらの稼働状態は集中監視装置によって常時監視・記録されている。しかしながら、今般、この集中監視装置が故障し、自動監視ができない状況となっている。現状では各水槽の状態を作業員がマニュアル操作により確認しているものの、常時監視が行えないため、突発的な事案への迅速な対応が困難であり、気象研究所全体の実験廃水の適切な処理に支障をきたすおそれがある。このため、実験廃水処理施設の安定的かつ適切な運用を確保するため、故障した集中監視装置および関連ソフトウェアの更新を行い、各設備の稼働状況を常時監視・記録できる環境を再構築することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

② 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 当該処理施設が規制対象物質を含む実験廃水の監視及び処理を行う重要設備であることを十分理解し、集中監視装置の更新、導入、設定及び調整を適切に実施できる技術力を有することを証明できること。
- ② 本業務を実施する技術者は、集中監視装置および関連装置、また関連ソフトウェアに関する十分な知識および実務経験を有すること。
- ③ 既設設備との接続確認、動作確認及び監視画面の設定・調整を適切に実施し、更新後の集中監視装置を正常に稼働させるための技術力を有すること。
- ④ JoyWatcherSuite や EasyReport10 等の監視・帳票作成ソフトウェアの設定、移行及び動作確認を適切に実施できること。

(3) 設備・システムに関する要件

- ① 集中監視装置の更新、接続確認、動作確認及び試験調整に必要な測定機器、試験機器を準備できること。
- ② 更新に使用する監視制御装置、ソフトウェア、その他関連機器については、メーカー純正品又は当該装置に適合する正規品を使用することを証明できること。
- ③ 更新後の監視制御装置が既設の各水槽設備（原水受入槽、処理水槽、原水モニタリング槽等）と適切に連携し、従来と同等以上の監視・記録機能を有することを確認できる機材及びソフトウェアを準備できること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

国民の安全・安心に資する研究を実施するために使用されることに鑑み、本業務の公益性について十分理解し、公平かつ中立的な立場で本業務を実施できる体制を整えていること。

(5) 守秘性に関する要件

- ① 気象研究所から提供された資料は、担当職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 本業務の実施によって知り得た研究上又は技術上の秘密や情報を利用又は漏洩してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

- ① 同種の監視制御装置の導入、更新、点検、調整を行った実績があり、資料や写真等により、その実績を証明できること。
- ② 当該業務を確実に履行できる体制を有すること。
- ③ 本業務の実施にあたって、気象研究所の研究業務等に支障を与えないこと。
- ④ 本業務の実施にあたって、日本国の法令等に従うこと。

(7) 業務実績に関する要件

実験廃水処理施設の集中監視装置と同規模の装置を導入した実績があること。

5 手続き等

(1) 担当部局及び問い合わせ先

- ① 公示及び説明書について

〒 305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所総務部会計課 三枝 直史

電話 029-853-8599 E-mail kenkyu-kaikei@met.kishou.go.jp

② 技術力等に関する要件について

〒 305-0052

茨城県つくば市長峰 1-1

気象研究所気象予報研究部第三研究室 谷川 朋範

電話 029-853-8715

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 8 年 9 月 30 日から令和 8 年 10 月 19 日まで (1) に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和 8 年 10 月 20 日 15:00 まで (1) に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但し A4 版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。

④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5 (1) に同じ

- (3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 4 (1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合も 5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。